

千葉県告示第566号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下、「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年7月14日

千葉市長 熊谷俊人

1 形質変更時要届出区域（別図のとおり）

千葉県稲毛区六方町210番1、同番8及び同番9の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）第

31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) セレン及びその化合物
- (2) 鉛及びその化合物
- (3) 砒素及びその化合物
- (4) ふっ素及びその化合物
- (5) ほう素及びその化合物

3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 鉛及びその化合物

(別図)

